

バス・タクシーにおける
新型コロナウイルス感染症
感染防止対策ガイドライン
(第11版)

一般社団法人北海道バス協会
一般社団法人北海道ハイヤー協会
一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部
一般社団法人北海道貸切バス適正化センター
一般財団法人北海道陸運協会

令和4年(2022年)12月16日

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| (1) 新型コロナウイルス感染症とは | 1 |
| (2) 感染防止のための基本的な考え方 | 2 |
| 2. 感染防止対策 | 3 |
| (1) 従業員等の健康管理 | 3 |
| (2) 施設別対応 | 4 |
| ア 事業所内 | 4 |
| ウ バス車内 | 5 |
| エ タクシー車内 | 6 |
| オ バスターミナル | 7 |
| カ バス待合所・停留所 | 7 |
| キ タクシープール | 7 |
| (3) シーン別対応事例 | 8 |
| ア バス車内 | 8 |
| イ タクシー車内 | 9 |
| ウ 切符・定期券等の購入窓口 | 10 |
| エ 事業所内 | 11 |
| 3. 従業員等に感染が確認された場合の対応例 | 12 |
| (1) 感染が疑われる従業員等の対応 | 12 |
| (2) 濃厚接触者への対応 | 12 |
| 4. 事業者の対応 | 13 |
| 5. 周知活動 | 14 |
| (1) 従業員等・事業者向け | 14 |
| (2) 利用者向け | 14 |
| 6. 連絡先一覧 | 16 |

1. はじめに

本ガイドラインは、いわゆる「3密（密閉・密接・密集）」が発生しやすく、オンラインによる代替対応が困難な事業形態で、道民の移動をはじめ、生活・文化や経済交流などの活動に欠かせない業種である「バス・タクシー業」における、感染防止のための取組について整理したものである。

なお、本ガイドラインは、主に次の資料を参考とした。今後、これらの改訂等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行っていく。

【参考資料】

- ☑公益社団法人日本バス協会(2022)「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第7版）」
- ☑一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会(2021)「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第3版）」
- ☑一般社団法人全国個人タクシー協会(2021)「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」
- ☑一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会(2021)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（第5版）」
- ☑貸切バス旅行連絡会（2022）「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（第4版）

(1) 新型コロナウイルス感染症とは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつで、コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

コロナウイルスは、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされている。

物の表面についたウイルスは時間が経過すれば壊れてしまうが、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされている。

新型コロナウイルスは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

「飛沫感染」：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言う。

「接触感染」：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつき、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言う。WHOでは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしている。

（出典）厚生労働省（2020）「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）（令和2年5月19日時点版）」

北海道では、道民に対して、新型コロナウイルス感染症への感染が心配なとき、次のような症状がある場合には、新型コロナウイルス感染症健康相談センター（連絡先は別記のとおり。）に電話相談するよう呼びかけている。

図 新型コロナウイルス感染症健康相談センター 案内

「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」

北海道では、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐための「受診・相談センター」と、「感染症に関する一般相談」の電話番号を全道で統一した「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」を設置しております。

0120-501-507（フリーダイヤル）

24時間相談窓口

※ **感染症に関する一般相談**：感染症の予防方法や、症状、治療に関する疑問や不安など
※ **札幌市、函館市、旭川市、小樽市にお住まいの方**：各市保健所にご相談ください

(2) 感染防止のための基本的な考え方

バスやタクシーをはじめとした地域交通は、道民の日常生活を支える重要なインフラであり、国の緊急事態宣言下にあっても道民の生活を支えるため、感染防止を徹底しつつ、運行を継続する必要がある。

事業者は、事業所の立地や運行形態などを踏まえて、事業所等において、新型コロナウイルス変異株の特性をふまえた従業員等の感染防止に努める。

また、感染リスクが高まる「5つの場面」「三つの密（密集・密閉・密接）」を回避すべく、適切な対策を講じる。

2. 感染防止対策

(1) 従業員等の健康管理

感染防止対策のための体制整備

- ・ 感染防止対策を行うにあたっては、各事業者において、経営トップが率先して、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 体制の整備にあたっては、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関連法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所等との連絡体制を確立し、保健所等の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 緊急時にも連絡できるよう、あらかじめ緊急時の連絡先を定めるとともに、職場内の連絡網を整備する。
- ・ 一般社団法人北海道バス協会及び一般社団法人北海道ハイヤー協会、並びに一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部からの情報提供はもとより、国や地方公共団体が発表する新型コロナウイルス感染症の情報について、常時収集を行い、最新の情報に基づいた感染防止対策を行えるように努める。
- ・ 従業員に対し、ワクチン接種を強制することはせず、その意義と位置づけを周知啓発するほか、従業員がワクチン接種を受けやすいよう環境づくりに努める。

従業員等の定期的な体調確認

- ・ 従業員に対し、健康観察アプリの活用などを通じ、毎日の健康状態の把握を奨励する。出勤時に、体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得、医療機関での検査や受診を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、厚生労働省の薬事承認した抗原簡易キットを利用できるようにするなど、検査の受けやすい環境づくりに努める。検査で陽性だった者については、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦等の重症化リスクの高い者には医療機関の受診を勧めることとし、症状が軽いなど自宅で療養を希望する者には、可能な限り地域の健康フォローアップセンター等の活用を促す（重症化リスクの高い者については、抗原簡易キットの使用によって受診が遅れることのないように留意する）。
- ・ 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。

従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に、マスクの適切な着用や密閉空間での会話を避けるなど、基本的な感染対策を促す。

- ・ 発熱、咳、咽頭痛や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、事業場内で差別されることなどがないう、従業員に周知啓発する。回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

通勤における公共交通機関の混雑緩和や感染拡大の防止

- ・ 感染拡大期においては、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務態勢や通勤方法の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。

(2) 施設別対応

ア 事業所内

事業所内における身体的距離の確保

- ・ 従業員の飛沫感染を防ぐため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りがなく対面する場合には、顔の正面から1～2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう工夫する。一定の距離を保てず、長時間対面する場合には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の遮蔽物を設置するなど、工夫すること。

勤務中のマスク着用の徹底

- ・ 従業員に対し、適切なマスク着用や咳エチケットに努めるよう徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には状況に応じてマスクを外すこともできる。

定期的な換気

- ・ 建物全体や個別の作業スペースについて、可能であれば常時換気あるいはこまめな換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ・ 事業所内の湿度については、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度が40%～70%になるように努めるほか、効果的な換気に関する留意事項等は、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言も参照すること。

外勤・出張における感染防止の徹底

- ・ 業務連絡等で使用する社用車での移動の際にも、適切なマスクの着用、換気等を徹底する。

☑ 休憩・休息スペースにおける感染拡大防止の徹底

- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗い又は手指消毒を徹底する。食事、着替え、喫煙などでマスクを着用していないときは、会話を控え、会話をする場合は、マスクを着用することを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息を取る場合や飲食する場合には、1～2メートルを目安に顔の正面から距離を確保するように努める。
- ・ 屋内休憩スペース等については常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密（密集・密閉・密接）」を防ぐことを徹底する。

ウ バス車内

☑ 車内における消毒等の徹底

- ・ 事業用自動車内の乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、定期的に消毒を行う。

☑ 運行中

- ・ 乗務員は、運行中適切なマスクの着用を徹底する。
- ・ マスクを持参していない利用者に対し、必要に応じマスクの提供ができるよう、予備のマスクを用意することが望ましい。
- ・ 乗務員が、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

☑ 車内換気の徹底

- ・ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示するなどにより、乗客が安心して利用することができるように配慮する。

☑ 貸切バスにおける対応

- ・ 貸切バスにおける新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、貸切バス旅行連絡会が作成した最新の「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」も参照し、適切に対処する。
- ・ 飲食時の会話の際にもマスク着用を呼びかけるとともに、マスク着用時においても大声での会話を控えるよう呼びかけることとする。また、カラオケの際には、マスク着用の呼びかけに加えて、周りの人との距離を確保することや、窓を開けて換気しながら歌うこと、風下側や排気口の近くで歌うことなど、感染リスクをできるだけ下げる措置を講じるよう呼びかける。

エ タクシー車内

☑ 車内における消毒等の徹底

- ・ タクシーの中の座席や手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や多くの乗客が頻繁に触れる箇所について、こまめに消毒を行う。また、座席にかける布についても、定期的に洗濯する。
- ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

☑ 防護スクリーンの設置

- ・ 運転に支障がない場合は、飛沫感染の防止のため、可能な限り運転席と後部座席の間にアクリル板や透明なビニールカーテン等を設置する。

☑ マスクの着用の徹底

- ・ 運行中の乗務員はマスクの着用を徹底する。
- ・ 乗車に際して、乗客にマスクの着用について理解と協力を求める。

☑ 車内換気の徹底

- ・ 乗客の意向を確認した上で、可能な限りエアコン（外気導入）や窓の開放により車内換気を行うとともに、空気清浄機等を活用している場合は、車内空気の清浄度等を表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・ 乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。

☑ 座席の利用

- ・ 後部座席に着席可能な場合は、可能な限り後部座席に乗車してもらうよう促す。

☑ 接触機会の削減の徹底

- ・ 運賃の受け渡し等において、マスクや手袋を着用するとともに、乗客との直接接触を減らすように努め、乗客が降車した後は車内の消毒を行う。
- ・ 設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ 接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。

☑ マスクをしていない利用者からの乗車依頼への対応

- ・ マスクをしていない利用者については、乗車前にマスク着用や、利用客と乗務員の身体的距離の確保を促す。

オ バスターミナル

☑ バス待ち列における身体的距離の確保

- ・ 主要ターミナル等屋内にあるバス停留所においてバス待ち列をつくる際には、バス待ち列の方向を定めるとともに、その施設の広さにおいて出来る限りの身体的距離の確保に協力を求める。

☑ アナウンスや掲示による利用者への呼びかけの実施

- ・ バスターミナルでのアナウンスや掲示等により、マスクの適切な着用や会話を控えめにすることなどを呼びかけるよう努める。(ただし、乳幼児および病気や障害等でマスクの着用が困難な利用者に対しては、差別等が生じないように十分配慮する。)

カ バス待合所・停留所

☑ 身体的距離の確保

- ・ バス待合所・停留所において、可能な限り身体的距離の確保に協力を求めるとともに、屋内の場合は、可能であれば出入口等を開放して換気を行う。

☑ アナウンスや掲示による利用者への呼びかけの実施

- ・ バスの待合所・停留所でのアナウンスや掲示等により、マスクの適切な着用や会話を控えめにすることなどを呼びかけるよう努める。(ただし、乳幼児および病気や障害等でマスクの着用が困難な利用者に対しては、差別等が生じないように十分配慮する。)

キ タクシープール

☑ 身体的距離の確保

- ・ タクシープールにおいてタクシーの待ち列をつくる際には、その施設の広さにおいて出来る限りの身体的距離の確保に協力を求める。札幌駅、すすきの、新千歳空港等、主要な施設等のタクシー乗り場にソーシャルディスタンスのフットプリントを貼付する。

(3) シーン別対応事例

ア バス車内

- ☑ 対策ポスター、チラシの掲出（イメージ）



- ☑ 座席の利用制限



- ☑ 手指消毒液の設置



- ☑ 車内消毒（運行前後）



イ タクシー車内

☑ チラシの掲出



☑ 手指消毒液の設置



☑ 防護スクリーンの設置



☑ 車内消毒（運行前後）

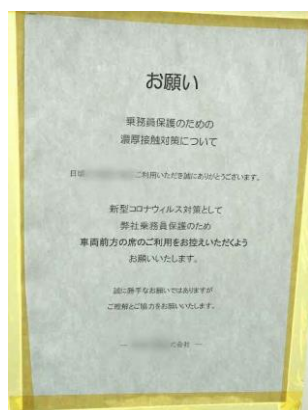


- ☑ 電子決済用端末の設置



ウ 切符・定期券等の購入窓口

- ☑ 対策ポスター・チラシの掲出



- ☑ 防護スクリーンの設置、受け渡しの際の接触防止

- ☑ 券売機、カウンターなどの定期的な消毒



- ☑ 待ち列等にソーシャルディスタンス確保のための表示



エ 事業所内

- ☑ ビニールカーテンの設置
- ☑ 手指消毒液の設置



- ☑ 共用部の消毒の実施



☑ 対策周知ポスターの掲示



3. 従業員等に感染が確認された場合の対応例

(1) 感染が疑われる従業員等の対応

(2) 濃厚接触者への対応

- ・ 感染者、濃厚接触者に対する考え方や対処方針等については、感染状況等により都度変更となることから、国（厚生労働省）や自治体（道）などが公表している最新の情報等に基づき、適切に対処する。

○参考

- ・ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 北海道 ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html

4. 事業者の対応

各種対応の実施

- ・ 感染者が発生した場合、状況に応じて、事業所の閉鎖や消毒など各種対応を行う。

関係機関等への報告

- ・ 感染の事実が判明した場合は、速やかに所属団体及び北海道運輸局に報告する。
なお、北海道運輸局への報告については、以下を対象とする。¹
 - ① 運転者の所属する営業所が閉鎖される場合
 - ② 乗合バスにおいて、減便や運休など運行ダイヤに影響が生じる場合
- ・ 利用者等に向けて、プレスリリースの発出やHPへの掲出等を行い、本人が特定されないよう配慮したうえで、感染者の発生や事業所等の閉鎖などの情報を周知する。
- ・ 事業所を閉鎖する場合は、玄関前に閉鎖している旨、掲示する。

¹ 2022.09.08 北海道運輸局事務連絡「道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合の報告について（見直し）」

5. 周知活動

(1) 従業員等・事業者向け

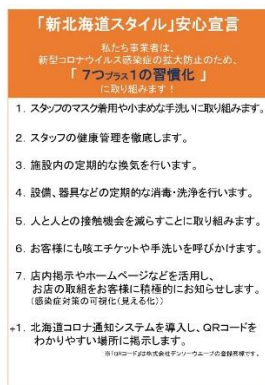
☑ 従業員等への協力の呼びかけ

- ・ 事業所内で感染防止対策を示したチラシを掲示・配布し、従業員等に対して感染防止に協力を求める。

☑ 新しい生活様式の実践に向けた取組の可視化

- ・ 新しい生活様式の実践に向けて、本ガイドラインに基づいて行う感染防止対策を可視化し、従業員等や利用者に周知を図る。

図 「北海道スタイル」安心宣言（北海道）の例

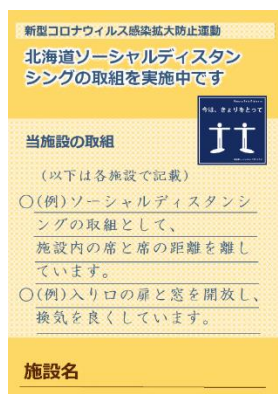


(2) 利用者向け

☑ 乗客への協力の呼びかけ

- ・ 感染防止に向けた取組に関するチラシを掲示して、車両に乗車する乗客に協力を呼びかける。

図 チラシのひな形の例（北海道ソーシャルディスタンス）



- ・ 路線バスに乗車する乗客に対して、車内アナウンスを活用して、感染防止に向けた取組を呼びかける。
- ・ バスターミナルやタクシープール等において待ち列をつくる利用者に対して、身体的距離の確保を呼びかけるため、フットプリントを掲示する。

図 フットプリントの例



- ☑ 事業所内に立ち入る利用者への協力の呼びかけ
 - ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシを掲示・配布し、感染防止に協力を求める。

6. 連絡先一覧

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

令和4年(2022年)12月 現在

| 【相談窓口】 | 電話番号 | 開設時間 |
|--------------|------------------------|--------------------------|
| ◆厚生労働省電話相談窓口 | 0120-565-563 (フリーダイヤル) | 9時00分～21時00分 (土日祝も含む) |

| 【相談窓口】 | 電話番号 | 開設時間 |
|-----------------------|---------------------------|--------------------------|
| ◆札幌市新型コロナウイルス一般相談窓口 | 0570-085-789 | 9時00分～21時00分 (土日祝も含む) |
| ◆旭川市健康相談窓口 | 0166-25-1201 | 24時間 |
| ◆函館市受診・相談センター | 0120-568-019 | 24時間 |
| ◆小樽市発熱者相談センター | 0120-510-010 | 24時間 |
| *上記以外にお住まいの方 | | |
| ◆道立保健所 | 下記 道立保健所一覧 | 平日8時45分～17時30分 |
| ◆新型コロナウイルス感染症健康相談センター | 0120-501-507 (フリーダイヤル) | 24時間 |

| 【帰国者・接触者相談センター 受診相談センター 】 | 電話番号 | 開設時間 |
|---------------------------------|---------------------------|----------------|
| ◆救急安心センターさっぽろ | 011-272-7119 (#7119) | 24時間 |
| ◆旭川市健康相談窓口 | 0166-25-1201 | 24時間 |
| ◆函館市受診・相談センター | 0120-568-019 | 24時間 |
| ◆小樽市発熱者相談センター | 0120-510-010 | 24時間 |
| *上記以外にお住まいの方 | | |
| ◆道立保健所 | 下記 道立保健所一覧 | 平日8時45分～17時30分 |
| ◆新型コロナウイルス感染症健康相談センター | 0120-501-507 (フリーダイヤル) | 24時間 |

道立保健所一覧

※1：一般相談、※2：感染が疑われる方

| 保健所名 | 電話番号 | 保健所所管区域 |
|--------|--|---|
| 渡島保健所 | 0138-47-9524 ^{※1} 0138-47-9548 ^{※2} | 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 |
| 八雲保健所 | 0137-63-2168 | 八雲町 長万部町 今金町 せたな町 |
| 江差保健所 | 0139-52-1053 | 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 |
| 江別保健所 | 011-383-2111 | 江別市 石狩市 当別町 新篠津村 |
| 千歳保健所 | 0123-23-3175 | 千歳市 恵庭市 北広島市 |
| 倶知安保健所 | 0136-23-1914 ^{※1} 0136-23-1957 ^{※2} | 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二七〇町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 |
| 岩内保健所 | 0135-62-1537 | 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 |
| 岩見沢保健所 | 0126-20-0100 ^{※1} 0126-20-0122 ^{※2} | 夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 |
| 滝川保健所 | 0125-24-6201 | 芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町 |
| 深川保健所 | 0164-22-1421 | 深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 |
| 上川保健所 | 0166-46-5979 ^{※1} 0166-46-5992 ^{※2} | 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 |
| 名寄保健所 | 01654-3-3121 | 士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 |
| 富良野保健所 | 0167-23-3161 | 富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 |
| 留萌保健所 | 0164-42-8310 ^{※1} 0164-42-8327 ^{※2} | 留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 |
| 稚内保健所 | 0162-33-2538 ^{※1} 0162-33-3703 ^{※2} | 稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 |
| 網走保健所 | 0152-41-0683 | 網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町 |
| 北見保健所 | 0157-24-4171 | 北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町 |
| 紋別保健所 | 0158-23-3108 | 紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 |
| 室蘭保健所 | 0143-24-9833 | 室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町 |
| 苫小牧保健所 | 0144-34-4168 | 苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町 |
| 浦河保健所 | 0146-22-3071 | 浦河町 様似町 えりも町 |
| 静内保健所 | 0146-42-0251 | 日高町 平取町 新冠町 新ひだか町 |
| | | |

| 保健所名 | 電話番号 | 保健所所管区域 |
|--------|--|---|
| 帯広保健所 | 0155-27-8634 ^{※1} 0155-26-9084 ^{※2} | 帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 |
| 釧路保健所 | 0154-65-5811 | 釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 |
| 根室保健所 | 0153-23-5161 | 根室市 |
| 中標津保健所 | 0153-72-2168 | 別海町 中標津町 標津町 羅臼町 |

初版 令和2年 6月 4日
第2版 令和2年 7月13日 改訂
第3版 令和2年 8月24日 改訂
第4版 令和2年 9月28日 改訂
第5版 令和2年11月24日 改訂
第6版 令和3年 4月28日 改訂
第7版 令和3年 6月10日 改訂
第8版 令和3年12月20日 改訂
第9版 令和4年 1月27日 改訂
第10版 令和4年 2月18日 改訂
第11版 令和4年12月16日 改訂